

北九州市健康マイレージ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「生涯を通じた健康づくり」を推進するため、健康づくりの重要性を広く普及啓発するとともに、市民の自主的かつ積極的な健康づくりへの取り組みの強化を図ることを目的とした北九州市健康マイレージ事業（以下「健康マイレージ事業」という。）について定めるものとする。

(健康マイレージ事業)

第2条 健康マイレージ事業は、市民が各種健康診査を受診し、健康マイレージ対象事業に参加すると、「マイレージポイント」（以下「ポイント」という。）が付与され、当該市民の応募により、景品と交換することができるものとする。

(事業の委託)

第3条 市は、健康マイレージ事業の実施に必要な業務を健康マイレージ事業管理機関（以下「管理機関」という。）へ委託するものとする。

(管理機関)

第4条 管理機関は次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 準備業務
- (2) 管理運営業務
- (3) 景品業務
- (4) PR 業務

2 管理機関は、前項各号に定めるもののほか、市が健康マイレージ事業の実施にあたり必要を認めるものについては、市と協議のうえ対応しなければならない。

(市民)

第5条 健康マイレージ事業参加対象市民は、北九州市在住又は北九州市在勤で、かつ、40歳以上のものとする。

(健康マイレージ対象事業等)

第6条 健康マイレージの対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 健康づくりに関する事業
- (2) 介護予防に関する事業
- (3) その他市長が認めるもの

2 健康マイレージ対象事業の実施主体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市、国又は地方公共団体
- (2) 地域団体
- (3) 健康づくり関係団体
- (4) その他市長が認めるもの

3 健康マイレージ対象事業とするためには、別に定める登録票により登録しなければならない。

4 健康マイレージ対象事業の実施主体は、事業参加者に対して、適正にポイントを付与しなければならない。

(対象事業の登録取消し)

第7条 健康マイレージ対象事業の実施主体において、次の各号に掲げる内容に該当する場合は、事業の登録を取り消すことができる。

(1) 事業主催者又は事業実施団体等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団という。）又は暴力団員、若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当すると判明した場合。

(2) ポイントの配付又は管理を適正に行わない恐れがある又は適正に行っていない場合。

(3) その他不適当な行為があったと認められる場合。

(ポイントの付与)

第8条 付与されるポイントの取り扱いは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 事業実施期間に限り有効とする。

(2) 付与されたポイントは、第三者への譲渡、贈与または相続することはできない。

(3) 偽りその他不正行為により、ポイントを付与されたと認められる場合は、直ちにポイントを返還しなければならない。

(応募)

第9条 応募はポイントを付与された本人に限り、年度に1回することができる。

(事業実施期間)

第10条 事業実施期間は、年度を基本とし、別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、健康マイレージ事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。